

Ⅱ 郡部の動向

第一節 維新変革と地域社会

1 第一次兵庫県の成立

維新以降の行 政管轄の変化 図10(26頁)のよう、ここでは明治維新後の開港場である神戸と兵庫津以外の市域の動きをみていく。

明石郡・美嚢郡にまたがっていた。この内播磨国内の町村は明石藩領であり、八部郡域では幕府領・旗本領、菟原郡域では幕府領と尼崎藩領、有馬郡域では三田藩領・田安家領・幕府領が多かった。

明治維新により、幕府領は、新政府の行政機構である府や県の管轄となっていく。市域におけるこれらの所領は、慶応四(明治元)年(一八六八)一月二十四日、兵庫市中に置かれた兵庫鎮台の管轄となった。兵庫鎮台は同年二月二日兵庫裁判所と改称、さらに、五月二十三日には兵庫県(第一次)と改称された。

兵庫裁判所をはじめ、摂津・河内・播磨の三国中の幕府領の町村を管轄したが、兵庫県と改称された直後の同年六月十七日、幕府領に加えて、摂津・播磨の二国中の旗本領および社寺領を管轄することになった。

そして八月にはいと、管内旗本の家宰(執事)を県庁に出頭させ、年貢収納以外の統治業務はすべて県が行うことを通達した。実際の管轄替えは、これより早かったようで、八部郡の旗本領のうち御崎村は、四月には兵庫裁判所管轄に入った。一方、市域内の大名領はそのまま存続したが、市域関係では、有馬郡の田安領が明治三年はじめに兵庫県の管轄に入った。

明治四年七月十四日の廃藩置県により、藩が解体され、武士による統治が否定され、官僚による一元的な統治を行なうとの決定が中央政府でなされた。これをうけて、市域でもこの錯綜した行政管轄は一元化していく。廃藩置県と同時に、市域に所領をもつ尼崎藩・明石藩・三田藩など各藩も他藩同様、藩主は上京を命じられ、その領域は政府直轄の県(危崎県・明石県・三田県)となった。

この各藩の県への移行は一時的なものにすぎず、全国的な整理統合のなかで、明治四年十一月二十日、第二次の兵庫県が摂津五郡(八部・菟原・武庫・有馬・川辺)全域を対象として成立し、市域の摂津部分はすべてこの管轄に入った。ここに近世における錯綜した所領は、行政管轄として一元化されたのである。

播磨については、十一月二日、播磨一国の諸所領を吸収して第二次の姫路県が成立、さらに同月九日に飾磨県と改称された。飾磨県は、姫路に県庁を置き、さらに旧来の諸地域の事務整理、機構統廃合を円滑に進めるため、四カ所の出張所を置いた。市域の播磨部分は明石藩領から明石県管轄、さらに、明石におかれた飾磨県第一出張所の管轄となった。

明治九年八月二十一日、政府の全国的な府県統合の一環として、播磨全域、淡路全域、但馬全域、丹波二郡(氷上・多紀)を合わせ、第三次の兵庫県が成立した。ここに現在にいたる兵庫県域はほぼ確定し、市域は

一つの県の管轄となった。

第一次兵庫県 維新政府は、地方統治を進めるため、地域の実態把握につとめていった。とくに旧幕府領・

の村落統治 旗本領については、このことは急務とされた。それは、第一に、これらの所領が新たに政

府の直轄領となったこと、第二には、直轄領が各藩の所領運営において見習うべき基準とされたからである

(たとえば市域尼崎藩領の村々では、藩からの布令と同時に、大阪府の布令が通達されている)。

兵庫裁判所は、はやくも慶応四年五月十日、御用達の大坂屋源吉・山城屋権左衛門に命じて、金札などの紙幣の流通状況の調査を開始した。兵庫県へと改称された直後の六月、本格的な実情調査のために、小林啓成・伊東十郎に命じて、武庫・菟原・八部・有馬四郡の旧幕府領・旗本領の諸村を廻村させた。

一方旧幕府領の村々の側も、新たな権力に対してすばやく対応していった。慶応四年三月、旧幕府領の総代庄屋は連名で、兵庫裁判所に対して、新政府の統治への全面的な協力を条件として、苗字を与えることを約束し、ことを願い出た。これは、慶応三年十一月、幕府が統治へ協力の功績として総代庄屋に与えることを約束していたものであった。また各村庄屋も、所属する組単位に総代庄屋を通じて、御用提灯の新たな下げ渡しを願い出た。御用提灯は、貢租の上納の際に使われるものであり、新たに下げ渡しを願い出したことは、新政府の管轄下に入ることを自ら明らかにしたことを意味していた。

総代庄屋の苗字使用は認められなかったようであるが、御用提灯下げ渡し願いは、翌年一月の再度の願い出を受けて許可された。

明治二年に入ると地域の状況を一応つかんだ兵庫県は、地域運営に関する法令を次々に布告した。同年二

表 11 明治2年2月兵庫県郡村に関する規則

- ① 県の役人が村へ止宿した場合、1泊につき、県が下げ渡す2朱ですべて賄うこと。
- ② 県役人旅宿へ、村役人が「御用」で詰めるときは、弁当持参のこと。
- ③ 村役人の旅費は、村内で示談の上、日当として渡すこと。ただし「村用」のときは村内、「組用」のときは組合村、「郡用」のときは郡レベルで割当て賦課。
- ④ 大阪その他への庄屋米納の際の旅費は、従来貢米に附属して集めた「欠米」中の残余米から支出していたが、以降旅費から支出。
- ⑤ 庄屋給は、これまでのしきたりによらず、村中相談の上、決定。
- ⑥ 「御用」「村用」で村民集会の場合の食事代は自分持ち。
- ⑦ 村入用は、村民が疑念を持たないように、わかりやすく帳簿に記載すること。また臨時の「郡割(郡レベルの費用)」「組合割(組合村レベルの費用)」を村内に賦課する場合、県の指図を受けること。
- ⑧ 村入用帳は村内保管、村の総寄帳(総計帳)を組合村の総代に提出、総代は各村総寄帳および組合村限りでまとめた総寄帳を県に提出。

資料:「兵庫県史料」28

月には、「郡村規則」を制定し、諸事務の費用について県と村との関係を、表11のように細かく規定した。ここでは、支出の明確化と村に関する費用の村民への相談と公開が求められており、県と村の関係さらには村運営自身において、村民の同意を得るという方法をとることが、その施策において意識されていた。

これは同月に出された庄屋年寄選出に関する規定で、より明確化された。この規定では、庄屋年寄を県の「御用」や村自身の対外的な職務、さらには村内の事務を取り扱う重要な役職であると述べ、家格や順番でなく、小前(村民)一同の入札で多数を得たものを、小前連印により県へ候補者として上申し、県がさらに人柄を調べた上でこれを任命するとされた。この法令では、家格や順番という「旧弊」に従っている村に対して特にその改善が強く求められていた。兵庫県は、村民の同意を基礎として、運営能

表 12 菟原・八部郡の兵庫県管轄下の組合村

下 灘 組	東須磨村 西須磨村 大手村 板宿村 西代村 駒ヶ林村 西尻池村 東尻池村
中 灘 組	北野村 中宮村 花熊村 奥平野村 石井村 鳥原村 荒田村 夢野村 口妙法寺村 奥妙法寺村 車村 白川村
山 田 組	東小部村 上谷上村 下谷上村 原野村 中村 東下村 坂本村 小河村 与左衛門新田
熊 内 組	熊内村 生田村 小野新田 中尾村 筒井村 脇浜村 立会新田
稗 田 組	河原村 鍛冶屋村 畑原村 味泥村 稗田村 岩屋村 徳井村 篠原村 水車新田
新 在 家 組 〔芦屋組〕	大石村 新在家村 東明村 石屋村 御影村 住吉村 魚崎村 横屋村 西青木村 田中村 青木村 東青木村 深江村 (打出村 芦屋村)
神戸・兵庫	神戸町 走水町 ニツ茶屋町 生田宮村 北野村 北野村新田 宇治野村 坂本村 兵庫津地方 兵庫津岡方

(注) 下灘組は、板宿組とも記載されている。

中灘組は、石井組および鳥原組にさらに分かれていた。

熊内・稗田・芦屋・新在家・板宿・石井・鳥原の各組の名称は、総代庄屋の居村名によると思われる。()内は市域外の村。

資料:「武井報効会文書」

力をもつ者を選び出して、これにより町
村を運営することを制度化しようとした
のである。

近世の組合村の このような第一次兵
継続とその変化 庫島の村に対する統

治は、維新以前と同様、総代庄屋とそれ
が管轄する組合村を通して行われた。第
一次兵庫県が成立した時、八部郡・菟原
郡の幕府領は、表12のような組合村が設
けられており、各組合村には、組合内各
村庄屋から選出された総代庄屋が置かれ
ていた。なお明治二年に、旗本知行所・
社寺領などの管轄が兵庫県に移管され
たを受け、県はこれを組合村に組み込ん
だ。たとえば旗本領であった御崎村は、
隣接する下灘組に編入されている。

「郡村規則」では、村入用帳は総代庄屋

に差し出し、総代庄屋がこれをまとめ県に提出することとされていたし、明治二年十月の県布告によれば、県からの布告はまず総代庄屋におろされ、組内各村庄屋はこれを写し取った上で、日付時刻を記入の上、次村へ送ることとされていた。

しかし各村庄屋と県の間で総代庄屋を置くという統治のあり方は、県の方針にふさわしくなかったのか、先の布告の直後、明治二年十月二十四日、総代庄屋は廃止され、村々は願何を直接県に申し出ることとされた。ただ、この廃止はかなり名目的なものであったようである。総代庄屋がなくては不便な地域については、県の認可の上、総代を置くことが例外規定としてこの法令で許されていた。また実際廃止されたところでも、板宿組（下灘組）では、旧総代庄屋が、総代庄屋という名称は使っていないものの、組内への県からの布告の通達を扱うなど組合村全体業務を行っていた。

この幕府領の総代庄屋と同様に、各藩領でも、村と領主の間に大庄屋を置いていた。市域明石藩領各村は、表13のような大庄屋組に属していた。この大庄屋組はほぼ川筋や台地などの地形に沿ったものであった。また菟原郡の尼崎藩領の各村は、表14のように郡家組に属していた。

幕府領の総代庄屋が、村民に対する人望や職務遂行能力を基準に進退が決まるのに対して、明石藩の大庄屋の場合は、特定の家の者が代々それを引き継いでいた。板宿組の総代庄屋の息子であった武井伊右衛門は、後年これについて「組合の八ヶ村が庄屋の中で入札して推薦するが幕府時代の制じやて、人望のあるものに入札するのじや、所謂地方の共和政治で庄屋の中から推すのである、姫路領や明石領は大庄屋株とて代々大庄屋が子孫に伝わつてあるから急に平庄屋が大庄屋に成ることはゆるさぬ、天領（幕府領のこと）はそうでな

表 13 明石藩の大庄屋組（神戸市域に関係するもの）

東浦辺組	山田村 多聞村 西垂水村 東垂水村 塩屋村 下畑村 東名村 西名村 湍村 中山村 奥畑村 布施畑村 門前村 小寺村 東皆発村 下皆発村 長坂村 脇村 吹上新田村 池上村 永井 村 北別府村 南別府村 漆山村 生田村 白水村 井出村 東河原村（大蔵谷村 大明石村 中ノ荘村）
中里組	新方村 池野村 西河原村 高津橋村 森友村 東吉田村 南吉 田村 中吉田村 上吉田村 下津橋村 田中村 居住村 如意寺 村 小山村 新村 今津村 水谷村 二屋村 松本村 菅野村 谷口村 栃木村 長谷村 池谷村 福谷村 友清村 寺谷村
押部組	養田村 鴨谷村 金屋村 黒田村 繁田村 大畑村 宮前村 向井村 慶明村 大野村 芝崎村 福中村 下村 印路村 西戸 田村 常本村 黒田村 和田村 南村 東村 田井村 北村 小神村 勝成新村 五百蔵新村 細田村 西村 福住村 小村 押部村 栄村 木津村 木見村 近江寺村 性海寺村 高和村
新田組	北古新田村 南古新田村 天ヶ岡村 新々田村 池下村 吉生村 広谷村 山西村 神納村 野中上村 境新村 野中下村 北竜ヶ 岡村 南竜ヶ岡村 秋田村 福吉村 赤坂村 池田村（長池村 の一部 清水村の一部）
淡河組	東下村 西下村 中村 淡河町 南萩原村 北萩原村 木津村 行原村 東畑村 中山村 野瀬村 神田村 撫石村 石峰寺村 北畑村 南僧尾村 北僧尾村（三津田村 大戸田村 小戸田村）

(注) ()内は、市域外の村。

他の大庄屋組として野々上組(うち上津橋村・中村は現市域)・西浦辺組・小川組があった。

資料:「大西家文書」

表 14 明治初年の尼崎藩領郡家組の諸村

郡家村 平野村 野寄村 岡本村 田辺村 北畑村 小路村 中野村 森村 高羽 村 八幡村 五毛村 上野村 森村〔都賀〕 原田村 中村 都賀村（三条村 津 知村）

(注) ()内は市域外

くして総代庄屋は其人一代切じや、いやその庄屋が其村で五ヶ年の年期が有つて五年して其村で人望がなくなつて他に庄屋が変ると組合の総代庄屋も辞して仕舞うのである」(『武井報效会文書』)と回想している。

武井はさらに、幕府領における総代庄屋は民選であるから、つねに村民に対して、穏やかであり、村民からも敬服されているのに対して、藩領の大庄屋は、村民に対して権威をもって臨み、領主に対して忠勤を励むと述べている。これほどまで総代庄屋を高く評価できるかどうかは別として、少なくともこのような総代庄屋選出の伝統は、維新直後の地域社会の動揺への対処のなかで、兵庫県政に引き継がれ、より整備されていくことになる。

2 地域社会の動揺と藩・県の対応

維新直後の地域社会の動揺

幕末は、天候が極めて不順で、何度も凶作にみまわれた。これにより八部郡の幕府領各村では、凶荒に備えて積立てていた社会の金穀を、慶応二年にすべて使い切つて以降、積み立てることができなくなった。そのため社会はその機能をたしえなくなつていった。

維新以降も天候の不順はつづいた。明治元年は水害などで気候不順で、有馬郡や明石郡で不穏な状況が生まれた。翌明治二年も、摂津では夏の水害・秋の冷害のため、米収は例年の半作という状況となり、農村では村民の動揺が広がっていた。

幕末以来、郷学校設置、祭祀の仏式から神式への転換、郷蔵の藩による管理などの藩政改革を行っていた

三田藩では、藩政改革への反感と凶作が結びつき、同年十一月中旬、大規模な一揆が起こった。農民たちは、年貢の六割引、米粃の年賦による借用、郷藏の農民管理、郷学校の廃止、葬式の神式導入廃止、寺院保護などを藩庁に要求した。

藩庁は、これに対して、年貢を五割引にすること、五年賦により米粃を貸し出すこと、葬儀の方法については農民の自由とすること、一揆の首謀者を特定しないこと（この約束はのち撤回され、首謀者として五名が捕らえられ、辰巳屋宗兵衛が死罪とされている）などを認めたため、一揆は終息にむかった。

しかし、同様の状況は、他領へ連鎖的に拡大していった。十一月末には丹波篠山藩や摂津川辺郡の麻田藩領で一揆が起こり、十二月初めには猪名川下流域一八カ村で、小作料の減免や年貢の半減を要求し、村役人・地主などが打ちこわされ、これに対応するため県吏が出張している。

市域内では、大規模な騒動はなかったが、不穏な状況は広がっていたようである。三田の朝野家の日記には、十二月三日の暮れに田安領の農民が道場川原に集結するとの噂が広まり、同村で動揺が起こったこと、灘についても不穏な状況で、いつ騒動が起こってもおかしくない状況であると記されていた。兵庫県も、この状況をつかんでいたようで、大規模な騒動が起こる直前の十月十八日の布令で、最近小作人が集団で、地主に対して小作米の減額などを迫っている状況を指摘し、村内社寺での集会飲食を禁じた。

この騒動以降も、治安状況は不安定であった。県は明治三年一月十七日の布令で、盗賊が横行し「石割」と称して戸口を打ち破るといふ事態が発生している状況を指摘し、盗賊が出た場合、近隣の家々で申し合わせ、鐘や太鼓などを合図として、意口や匕首（あいくち）などで武装し、これを補縛すること（なお抵抗した場

合は殺害を許可)を命じている。

一揆という形を取らない合法的な訴願は、市域においてもみられた。八部郡大手村では、明治二年四月八日、村民からの年貢免除要求を抑えきれないことを理由として、村役人は定免(年貢定額納)であるが、特別に年貢を免除をしてくれるように願いだした。また同年十月十四日には、旧幕府領下灘組の諸村は、年貢上納の俵詰が五斗俵から四斗俵に変更されたことに対して、俵が小さくなることより輸送手数がかかり、負担が増加するとして、これを従来どおりとすることを願いだした。

また明治三年六月、下灘組(旧幕領にくわえて御崎村・長田村・池田村)は、兵庫津への助郷金廃止を願いだした。明治元年十一月、維新政府によって下灘組は兵庫・神戸の宿駅の附属村とされた。これによって兵庫津の宿駅の費用は基本的に兵庫津で賄ない、下灘組からは若干の助郷金を出すという維新以前の慣行は廃止された。附属村は高割で助郷金を負担しなければならなくなり、下灘組各村の助郷金の額は増額したことがその理由であった。

兵庫県は、この願い出を認めなかった。村役人達は、七月になると今度は兵庫津屎尿代の値段の引き下げを県に要求した。その理由には、先に述べた助郷金の負担が重く農業経営を圧迫しているのに、汲み取り人足の費用がかさみ、肥料代として干鰯の値段を上回ったこと、兵庫と異なり神戸では屎尿代が下がっていること、兵庫津の衛生を担う役割も果たしており、兵庫津の利益ともなっていること、前年以來村民の強い要求があることが挙げられていた。

兵庫県は、この嘆願をうけて、兵庫津とこれらの諸村との斡旋を行い、翌年には示談が成立したようであ

る。このとき示談内容は正確にはわからないが、維新以前においては、人別に登録された者一人につき、一年にもち米五升・麦六升であったものが、一升強値下げされたようである。明治六年の調査では、さらに値下げされており、もち米二升・麦二升五合と半分以下になっている。

不穏な状況へ 各地で不穏な状況が続くなか、川辺郡での騒動をまのあたりにして、県はこれに対する対

の県の対応

策をいそいだ。騒動の直後、明治二年十二月、「不作難洪なんじゆうを唱え、騒立つる村々もこれ有

り右体みぎていの風習押し移り候様にては以もつて之外のほか」として、そうならないように村役人・重立ちがしっかり村民を説諭するよう命じ、村役人から請印を取った。この時、菟原郡魚崎村では、村役人らが、さらにこのことを村民に伝え、村民から請印を取っている。

具体的な救済も始まった。十二月十一日、県は救済のために管内各村に対して、食糧について困っている者の書き上げを命じた。この調査は、同日近隣の大阪府・生野県にも照会されており、直轄府県の間で救済政策が異なることがないように相互に調整されたようである。調査にたずさわった村役人たちは、救済の対象として多数の困窮者を書き上げた。これに対して、県は救済者を身寄りのない老人や子供、凍死寸前の者という狭い範囲に限定しようとした。翌明治三年一月、県は村役人による調査が十分でないことを理由として、県官が直接村を回って再調査を行った。その結果は、二月に村役人に通達された。結局この再調査をうけて、県政府が直接救済したのは、のち大阪府に管轄替えとなる豊嶋郡も含めた摂津の管轄区域でわずかに六七人救済石高で二石四斗と非常に狭いものにとどまっており、対象者をできるだけしぼるといふ県の意図がそのまま反映したことがうかがえる。

第一節 維新変革と地域社会

表 15 明治2年の凶荒に対する寄付

摂津全体	米 934石9斗8升4合	金 575両2分187文5分			
	麦 3斗5升				
口妙法寺村	12両	岩屋村	29両2分220文	新在家村	440両
東須磨村	9両1分110文	水車新田	5両1分30文	横屋村	50両1分150文
上谷上村	40両	魚崎村	132両	住吉村	27両200文
石井村	18両3分50文	住吉村	74両3分50文	畑原村	6両72文
西小部村	86両2分100文	東明村	61両2分100文	篠原村	54両1分150文
荒田村	33両1分30文	御影村	682両	菟原郡 計	1,634両112文
藍那村	24両	青木村	270両160文		
鳥原村	50両3分	徳井村	24両	船坂村	22両2分10文
八部郡 計	274両3分90文	石屋村	140両3分50文	上山口村	60両240文
		打出村	208両	湯山町	121両
稗田村	35両200文	深江村	191両3分90文	有馬郡 計	203両3分
河原村	17両2分100文	大石村	183両40文		

(注) 村名・数量・合計とも史料記載どおり。

資料:「兵庫県史料」11

県は、実際には多数にのぼる困窮者の救済を、地域での相互扶助によって処理しようとし、村役人らにその実行を強く求めた。一揆になれば打ちこわしの対象とされかねない財産家は、村役人の要請にこたえ、摂津の管轄区域で、多額の寄付を行った(表15)。県がまとめた市域に関連する各村ごと寄付額合計では、御影村の有志者からの寄付が一村で六八二両もあることに見られるように、菟原郡の酒造地域の寄付額が極端に大きかった。そこには村内に多くの困窮者を抱え、不穏な動きがあったことに対する酒造業者の対応がうかがえる。なお政府は明治三年十月、寄付者に対して、寄付の割合に応じて慰労金を渡した。救済政策を進める一方で、県は不穏な状況が生まれる根本的な原因の一つに、村入用の扱いが村役人の専断のもとにあり、かれらが「私慾」によってこれを運用している点に求めた。

明治三年に入ると県は村役人の専断を防ぐための

何年 村入用帳	
一金	村小入用 是ハ庄屋給定使給非人番給筆墨紙蠟燭代自普請所修復入用 諸人足賃其外領守祭礼入用等々諸入用
一金	村役人出役入用 是ハ御用村用ニ付村役人御役所其外へ出役諸入用
一金	郡中割入用 是ハ御役所ヨリ申達候郡中割諸入用
一金	助郷入用 是ハ駅所助郷入用
年号 月 日	右ハ去何年村入用村内一同無申分割合候処書面ノ通相違無御座候、尤廉 限委細ノ書訳ハ村方ニ控帳有之候間、何時ニテモ御入用ノ節ハ差出可申 候、若不正路ノ割合於有之ハ村役人共御答可被仰付候、以上 村役人連印

図 4 明治 3 年兵庫県の村入用帳雛形

したがって各村が入用帳を直接県に提出することとした。また県はこの改正により、村役人による村入用帳簿の非公開を是正し、一般農民へ村入用帳簿を公開しようとした。さらに十月には、名主庄屋年寄だけでなく百姓代の任命についても、小前入札の上で選出し、認可を県に願ひ出ることを命じた。

諸藩領の窮乏 尼崎藩でも、この不作による町村の動揺をおさえるための施策が進められた。明治二年七月、藩は農民の負担となる助郷をなるべく減らすことを達した。さらに同年十一月には、

ととの救済 月、藩は農民の負担となる助郷をなるべく減らすことを達した。さらに同年十一月には、

不作による貧民の調査を行うことを布達した。菟原郡郡家組では、これを受け、すぐに調査を行うと同時に、

措置を次々としていった。一月十九日、家格や身分と深く結びついた庄屋の帯刀を禁止、同月、庄屋年寄入札を村が願ひ出した場合、不正がないように県庁へ入札した箱を封印したまま運び、そこで開票することを規則として制定、二月十七日には郡村に関する規則を改定し、規定を綿密化し、県が村入用帳の書式様式を作成し(図4)、それに

藩に対して米の拝借を願い出た。

尾崎藩領の各村でも窮乏は激しかったようである。藩は各村が貧民調査の際に非常に多くの貧民数を書き上げることを予想し、事前に貧民の数を全戸数の三分の一までに止めることを指令した。そしてこの調査をもとに、翌年四月、藩から各村の窮乏者に対して御救米が渡された。これは、先に述べた兵庫県の救済と同時期に行われており、おそらく近隣の府藩県の密接な連絡のもとに行われたものと思われる。

明石藩域でも天候不順は深刻であった。押部組では、慶応元年（一八六五）の水害によって、明石川が氾濫、組内のいくつかの村の田地に砂が入り、荒れてしまった。その後も天候不順の年が多く、さらに天災に加えて、明治二年には疫病がはやり、人口が大きく減少するという事態に立ちいたった。

福中村では、三〇年程前には、二〇軒を数えた家数が、明治四年には、わずかに七軒へと減少した。また柴村では、かつて七〇軒三八〇人であったのが、明治四年には四八軒二六五人になり、しかもこのうち三五軒は、新たに稲を植え付ける資金さえない状況であった。

村を単位として年貢の納入を行なう村請制では、たとえ人口減で耕作されない土地がでて、村はその土地の年貢を出さなければならぬ。したがって、もっとも荒れた田地を村の総作地として村民全体で耕さなければならなかった。ところが人口が減少すると総作地を満足に耕作できなくなり、その結果年貢の滞納や人足役に出ることがさらに困難になっていく。そのうえ村外からその村へ入作している者の負担も重くなり、そのことは村外の間人が出作を引き上げ、いっそう耕作を困難にするという悪循環を生みだし、これがさらに人口減につながっていくのであった。

表 16 明石藩押部組内困窮村に対する藩の救済額

村名	救済年次	救済額	明治4年嘆願
福中村	～明治3年	合計 180俵	18石
栄村	不詳	不詳	25石
繁田村	明治3年	27俵	19石
繁田村入作者	文久2～明治3年	毎年 1貫目	(1貫目)
神出南村(一部)	安政2～元治1年	合計 96俵	3石
	慶応1～明治3年	毎年 8俵	

(注) 明治4年は押部組内で一括して嘆願されたもの(繁田村入作者のみ繁田村独自に嘆願)で、9月28日明石県への嘆願が却下されたあと、再度、10月7日嘆願した際の額である。なお嘆願が受け入れられたかどうかは不明。

資料:「池田家文書」

表 17 明治2年兵庫県宗門人別改五人組帳前書の内容

- ① 政府から出される制札や布告を堅く守ること。
- ② 五人組は、町では家並、村は最寄でつくり、悪事をおこなわないよう監督しあうこと。
- ③ 父母に孝を尽くし、家内親族は家業に励むこと、特別の孝行者や勤労者は届け出ること。
- ④ 変死や異変があれば届け出ること。
- ⑤ 田畑永代売買の禁止。
- ⑥ 賭博、勝負事禁止。
- ⑦ 衣類・諸道具については出所不明のものは買わないこと。
- ⑧ 新規の社寺建立や祭典の施行は禁止。
- ⑨ 社人・僧侶・山伏への借宅禁止、県の免許を持たない勧化や配札の禁止。
- ⑩ 村入用の削減。

資料:「武井報效会文書」



写真 14 明治3年藍那村宗門人別五人組帳記載

困難な状況に立ち至った福中村・栄村・繁田村・神出南村（二部）では、藩に対して、御救米の付与を求めた。これに対して明石藩は廃藩まで米を下げ渡しつづけた。また繁田村では出作人を確保するため、出作人への救助を藩に求めており、藩はこれに対しても、毎年銀札一貫目を慶応元年以来下げ渡した（表16）。

宗門人別改五
人組帳と戸籍
新たな県の統治にとって、地域社会の把握が重要視されたことは先に述べたとおりである

が、その点で戸籍の作成は重要な意味をもった。

兵庫県は明治二年一月、それまでの宗門人別改帳および五人組帳を合体し、さらに内容を全面的に改め、「宗門人別改五人組帳」をつくることを命じた。

幕末の八部郡藍那村の宗門人別帳・五人組帳には、それまで前書がなかったのに対して、ここでは表17のような内容を守るという前書をもつ形式に改められた。また藍那村の帳面には、写真14のように生業を家を単位にとらえようとして、使用している大工や木挽（こびき）を一つの家の内に記載させた。これは維新以前の宗門人別改めにはないものであった。県は、この形式による宗門人別改五人組帳を三月に提出することを求め、県内各村もこれに従ったようであるが、なお完全にこの形式がと

表 18 明治 3 年宗門人別改五人組帳の前書で新たに付加された事項

- ① 百姓に似合わない風体で遊業を行い、喧嘩口論を行う者を訴え出ること。
- ② 衣服については簡素にすること、礼式においても同様。
- ③ 盗賊・悪党人や変死や異変があれば訴え出ること。
- ④ 土地の質入については、年限証文に庄屋・年寄・五人組加判のこと。
- ⑤ 捨て子が出ないよう五人組で監視せよ、捨て子を見つけたら、見捨てず、村で養育した上で県へ訴え出ること。
- ⑥ 社人・僧侶・山伏・えた・非人への借宅禁止。
- ⑦ 他所者の借宅は、出所・家業を調べ、たしかな請人の手形を取ること。なお帯刀人の借宅禁止。
- ⑧ 行方しれずになり、36ヵ月たったものは、県へ訴え出て指図をうけること。
- ⑨ 往来で倒れた者は養生させ、歩けなくなった者は迎えを呼んで引き取らすこと。
- ⑩ 火の用心とくに灰小屋からの出火が多いので注意、出火の際は、村中打ち寄って消火すること、とくに郷藏・高札場などを大切にすべきこと。
- ⑪ 諸作物は、種を精選すること、田畑の荒れは念入りに手当ですること、なおそれでも荒れた時は届け出ること。
- ⑫ 道路・堤防・橋梁などの破損がないように營繕すること。
- ⑬ 堀を埋め、道を狭め、秣場や山林をみだりに伐採することを禁止。
- ⑭ 年貢仮免状は、高札場・郷藏の二カ所に張り出すこと、皆済の場合も同様。
- ⑮ 年貢は、確かな米を選び、しっかり俵詰し、日限までに納めること。
- ⑯ 役人が村に止宿する際の馳走や金銭の受け渡しの禁止、村民寄合の際の酒肴の禁止。
- ⑰ 庄屋年寄は、家柄でなく、能力で選出すること。

資料：「魚崎財産区文書」

られたわけではなかったように、藍那村の帳面は、旧旗本領であったときと同様の前書が書かれていた。

この形式の人別帳は、村役人の能力による選出など明治三年に入って明確化してくる県の政策を新たな前書(表18)として加えた上で翌年三月には提出されており、板宿組諸村や藍那村や魚崎村など市域の諸村で、これに従った人別帳の控えが残されている。

明治三年末、兵庫県は、この人別帳にかわって、全国的に準拠することとなっ



写真 16 明治3年藍那村宗門人別五人組帳(表紙)

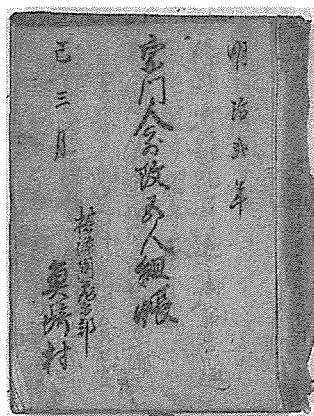


写真 15 明治2年魚崎村宗門人別改五人組帳(表紙)

ていた京都府の戸籍制度を参考に、独自の戸籍制度をつくり(兵庫県戸籍)、これに基づいて戸籍の作成にかかった。

この戸籍作成は、維新政府の政策に必ずしもそうものではなかった。政府としては明治三年六月には、それまでモデルとされていた京都府の戸籍制度にかわる新たな全国的な統一の戸籍を作成することを各府県に布達しており、各府県の戸籍作成はその実施を待つはずであった。ところが人々の流入の多い開港場を抱え、酒造業をはじめとする諸産業が発展し、人々の流動が激しい兵庫県においては、戸籍作成は猶予ならないものであった。そこで兵庫県は、中央の新たな戸籍制度を待たず、準備していた戸籍本文と「市郡心得条目」という前書にあたるものからなる戸籍制度を完成させ実施にうつした。

この制度による戸籍は、翌年六月には開港場の近辺の村で作成された。政府はこの事態をうけ、同月兵庫県の施策を承認した。

この戸籍は、生業全体を把握しようとする点で、兵庫県宗門人別改五人組帳をさらに発展させたものであった。こ

(表紙)

何國何郡何村戸籍
名主 何之誰
庄屋 何之誰
年寄 何之誰

(中扉)
平民戸籍

当村

田何町何反歩

此高何程

島何反何歌歩

此高何程

何村へ出作

田何町何反歩

此高何程

島何反何歌歩

此高何程

山何町何ヶ所

林何町何ヶ所

船何艘

内何右租何艘

牛何匹

馬何匹

居室 間口何間

土蔵 間口何間

抱屋 敷

貸家 何軒

地主戸籍

府 何藩管内

何國何郡何村何町

何ノ何年何月役入

何ノ何年何月入嫁

何ノ何年何月入嫁

何ノ何年何月入嫁

何ノ何年何月入嫁

何ノ何年何月入嫁

何ノ何年何月入嫁

何ノ何年何月入嫁

何ノ何年何月入嫁

何ノ何年何月入嫁

何ノ何年何月入嫁

何國何郡何村何町
名主 何之誰
年寄 何之誰
百姓代 何之誰
苗字 何之誰
妻 何之誰
字 何之誰
たれ 何之誰

何國何郡何村何町
名主 何之誰
年寄 何之誰
百姓代 何之誰
苗字 何之誰
妻 何之誰
字 何之誰
たれ 何之誰

何國何郡何村何町
名主 何之誰
年寄 何之誰
百姓代 何之誰
苗字 何之誰
妻 何之誰
字 何之誰
たれ 何之誰

何國何郡何村何町
名主 何之誰
年寄 何之誰
百姓代 何之誰
苗字 何之誰
妻 何之誰
字 何之誰
たれ 何之誰

何國何郡何村何町
名主 何之誰
年寄 何之誰
百姓代 何之誰
苗字 何之誰
妻 何之誰
字 何之誰
たれ 何之誰

何國何郡何村何町
名主 何之誰
年寄 何之誰
百姓代 何之誰
苗字 何之誰
妻 何之誰
字 何之誰
たれ 何之誰

何國何郡何村何町
名主 何之誰
年寄 何之誰
百姓代 何之誰
苗字 何之誰
妻 何之誰
字 何之誰
たれ 何之誰

何國何郡何村何町
名主 何之誰
年寄 何之誰
百姓代 何之誰
苗字 何之誰
妻 何之誰
字 何之誰
たれ 何之誰

何國何郡何村何町
名主 何之誰
年寄 何之誰
百姓代 何之誰
苗字 何之誰
妻 何之誰
字 何之誰
たれ 何之誰

何國何郡何村何町
名主 何之誰
年寄 何之誰
百姓代 何之誰
苗字 何之誰
妻 何之誰
字 何之誰
たれ 何之誰

何國何郡何村何町
名主 何之誰
年寄 何之誰
百姓代 何之誰
苗字 何之誰
妻 何之誰
字 何之誰
たれ 何之誰

図 5 明治 4 年兵庫県戸籍記載様式

ここでは記載様式(図5)でわかるように、下段の親族記載に加えて、上段として家別の資産調査をきめ細かく記載するものとなっており、それ自身が社会的な役割も果たしていた。

さらにこの戸籍は、町村内のすべての身分を記載する点で特徴をもっていた。平民(地主・借地・借家)・社務人・寺院・非人番・小屋住非人・えた・「来住人并奉公人假」という順に個別の戸籍をあわせ、さらにその合計を記入する方法をとっており、身分別編成を抜けきらないながらも、町村内のすべての人々を戸籍という形で一元的に把握したのである。

この兵庫県戸籍のもつ村内の人間の生業を含めた全般的な把握という方向は、村内にある複雑な社会関係を整理していく側面をもった。八部郡西尻池村は、近世の領主との関係にもとづき古検・新検・新料の三組に分かれ、組ごとに庄屋が置かれ、人別帳もそれぞれ別につくられていた。西尻池村は、兵庫県戸籍作成にあたって、明治四年六月、

戸籍をそれまでと同様に別につくるのではなく、村内全体でつくることを願っていた。その理由は、古検・新検・新料の三つが地理的な区分でなかったため、実際の村民の居住・土地所有は複雑に入り組んでおり、別帳では人と土地を一度に取り調べる戸籍法に対応できないことがあげられていた。